

一般社団法人沖縄県臨床工学技士会

施行細則

第1章 会費納入規程

- 第1条 定款第9条に定める入会金及び会費は次のとおりとする。
(1)正会員の会費は5,000円とし入会金は5,000円とする。
(2)賛助会員の会費は、1口年20,000円とし、1口以上とする。
- 第2条 会費は当該年度中に、会費を納入するものとする。
- 第3条 新入会員及び転入会員は、入会手続きと同時に自動振替手続きをし、その年度の会費と入会金を納入するものとする。但し、転入会員の場合には入会金は、免除する。
- 第4条 本会に入会した正会員は、社団法人日本臨床工学技士会へも同時加入するものとする。

第2章 旅費規程

- 第5条 会長または理事会は会務のために関係者に出張を命じることができる。
- 第6条 前条により出張する場合は、出張必要経費および出張旅費を実費支給する。
- 第7条 第5条の規程により宿泊する場合、1泊につき10,000円の宿泊費を支給する。

第3章 講師の講演料及び旅費規程

- 第8条 本会主催の講習会等における特別講演、教育講演等に招聘した講師の講演料は30,000円を上限とする。また、旅費及び宿泊費に関しては、実費支給する。

第4章 役員選出規程

- 第9条 本規程は一般社団法人沖縄県臨床工学技士会定款第26条による役員の選出に関し、必要事項を定める。
- 第10条 選挙権は、選挙告示日現在会費を完納している正会員に限る。
- 第11条 被選挙権は、2年以上沖縄県臨床工学技士会正会員としての資格を有

し、かつ各種委員会の委員を1期以上務め、選挙告示日現在会費を完納している正会員に限る。

- 第12条 役員を選出するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。
- 2 選挙管理委員会は、正会員の中から若干名を選出して会長が委嘱し委員長は、互選とする。但し、選挙の候補者は選挙管理委員になれない。
 - 3 委員の任期は、2年とする。
 - 4 選挙管理委員会は次の業務を行う。
 - (1) 選挙の告示（投票日の60日以上前）
 - (2) 役員立候補届の受理、資格審査、候補者氏名の公示（投票日の20日前）
 - (3) 投票及び開票の管理と当選者の確認
 - (4) 総会への選挙結果報告
- 第13条 理事及び監事に立候補しようとする者は、選挙管理委員会に文章をもって届け出る。
- 第14条 選挙は、正会員の無記名投票により行い、理事は連記制、監事は単記制とする。
- 第15条 当選者は、それぞれ有効投票数の多い候補者から順次当選とする。
- 第16条 各選挙を通じて締切日を経過するも、候補者が定数を越えないときまたは越えなくなったときには、無投票で当選者を定めることができる。
- 2 立候補の締切日を経過するも、候補者数が定数を満たないときは理事会が定数内で役員候補者を総会開催までに選挙管理委員会に推薦することができる。この場合も無投票で当選者を定めることができる。
- 第17条 選挙に関する異議は、公示後14日以内に選挙管理委員会に文章をもって申し立てることができる。

第5章 慶弔規程

- 第18条 この規程は、本会の会員、その他に対する慶祝及び弔慰に関することを定める。
- 第19条 本会が、関係する団体等の祝賀行事に招待された場合は、相応の金品で慶祝する。
- 第20条 会員及び本会と密接な関係を有する団体葬ならびに個人に弔慰する。
- 2 会員及び名誉会員が死亡した場合は、弔電、弔慰金5,000円を霊前に捧げる。
- 第21条 この規程により処理できない事項については、理事会で処理する。

第6章 正会員の休会に関する規程

- 第22条 正会員が、本会の会員継続の意思があるにもかかわらず、一時的に臨床工学技士としての活動が困難となった場合、及びその理由を本会が認めた場合は、一時休会会員と認める。
- 2 一時休会が認められる状況は、産休・育児休業、長期病気療養（介護含む）、海外留学、その他とする。
- 第23条 休会の申請については、所定の申請書にて申請する。その場合必ず申請理由を第3者が証明する書類を添付するものとする。
- 第24条 一時休会会員の取り扱いについて
- (1) 年会費：申請した当該年度は支払うものとするが、翌年度から支払を免除する。但し、正会員へ復帰した当該年度は支払うものとする。但し復帰した場合の入会金の再支払は、免除する。
- (2) 郵便物の取り扱い：一時休会期間中の郵便物（会報、会誌、その他）の送付は行うこととする。
- (3) 総会、セミナー、研修会等への参加：各研修会への参加は、非会員扱いとする。役員選挙における立候補および投票はできない。
- 第25条 一時休会会員が正会員へ復帰を希望する場合は、本会へ再加入申込を行うこととする。一時休会期間の延長を希望する場合は本会へ連絡することとし、連絡がない場合は本会の定めにより退会等の処理を行う。
- 第26条 その他、特別な措置を要するときは、別途、理事会で協議する。

第7章 表彰規程

- 第27条 この規程は、本会の定款第4条の事業目的達成に貢献し、本会の発展に寄与した者で、本会の表彰及び本会以外が主催する表彰について、個人及び団体を推薦し賞賛することを目的にこれを定める。
- 第28条 本規程の表彰は次の通りとする。
- (1) 功労賞
- (2) 感謝状
- 第29条 種別並びに基準は次の通りとする。
- (1) 功労賞
- ①本会の発展に顕著な功績があった者
- ②本会の名声を高揚する研究、発明又は考案を行った者
- ③特に他の模範となる善行があった個人又は団体
- (2) 感謝状
- ①本会のため献身的に会務を精励し顕著な功績があった個人又は団体
- ②本会会員以外で、本会の目的に賛同し本会の発展に寄与した個

人又は団体

第 30 条 表彰の申請は、表彰対象となる者の推薦状を本会会員が理事会に提出し、理事会にてこれを審査決定するものとする。

第 31 条 表彰は、毎年定時社員総会または記念式典で行うものとする。ただし、会長が特に必要があると認められた時は、臨時に行うことができる。

2 本会以外が主催する表彰については、その団体の規程によるものとする。

附 則

1. この細則の改廃は、総会の議決を経なければ改廃することができない。
2. この規程は、当法人成立の日から施行する。
3. この規程は、平成 26 年 5 月 18 日から施行する。